

全国山村振興連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は全国山村振興連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は全国における山村地域振興のため、この地域に関係ある市町村長及び国会議員の相互間の緊密な連絡と提携とにより、山村の経済、文化、社会等各面の開発向上を促進し、あわせて住民の生活と福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 山村の振興に関する法令及び予算の成立及び実施の促進
2. 市町村の自主的振興策実施に対する援助
3. 機関紙その他の刊行物の発行
4. 調査、研究及び資料の収集整備
5. 山村の実態の宣伝並びに紹介
6. 山村振興に必要な情報の交換
7. その他本連盟の目的達成上必要な事業

(事務局)

第4条 本連盟は東京都内に事務局を置く。

(支部)

第5条 本連盟は関係都道府県に支部を置く。

2 支部長は理事とする。

(会員)

第6条 本連盟の会員の種類は次の通りとする。

普通会員

賛助会員

2 普通会員は、その地域内に山村的色彩の濃厚な地域が含まれている市町村の長及び国会議員とする。

3 賛助会員は、本連盟の目的に賛成する個人及び団体とする。

(加入・脱退)

第7条 本連盟に加入を希望する者はその旨を書面をもって会長に申し出なければならない。

第8条 本連盟より脱退を希望する者はその旨を書面をもって会長に申し出なければならない。

2 前項の申し出を受けたときは、会長は理事会の同意を得てその脱退を承認する。

(名誉会長及び顧問)

第9条 本会に名誉会長及び顧問をおくことができる。

2 名誉会長及び顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応じ、必要あるときは理事会に出席して意見を述べるることができる。

(役員)

第10条 本連盟に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------|
| 1. 会長 | 1名 |
| 2. 副会長 | 12名以内 |
| 3. 理事 | 若干名 |
| 4. 監事 | 若干名 |

2 会長は理事会において選任する。

3 国会議員の副会長は会員の中から会長が任命する。

4 市町村長の副会長は別記ブロックより1名宛当該地域の理事の中から会長が任命する。

5 第5条第2項に定める理事以外の理事は理事会の承認を得て会長が任命する。

6 理事のうち若干名は常務理事とすることができる。

7 監事は理事会において選任する。

(役員職務)

第11条 会長は本連盟を代表し、連盟の事務を統理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ定めた順序に従ってその職務を代行する。

3 理事は会務を掌理する。

4 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は他の役員任期期間とする。

(辞任又は任期満了の場合)

第13条 役員は任期満了後であっても後任者の就任するまでは、なおその職務を行なわなければならない。

(役員資格喪失)

第14条 会員である役員が会員たる資格を失ったときは、役員としての職を失うものとする。

(会議の種類)

第15条 本連盟の会議は、総会及び理事会とする。

(総会の種類)

第16条 総会は通常総会及び臨時総会とし、普通会员及び賛助会員をもって構成する。

- 2 通常総会は毎年1回これを開催する。
- 3 臨時総会は会長又は理事会が必要と認めるときこれを開催する。
- 4 会員3分の2以上が必要と認めるとき又は監事が特に必要と認めるときは会長に総会の召集を要求することができる。
- 5 前項の場合は会長は総会を召集しなければならない。

(総会の議決事項)

第17条 次の事項は総会の議決を経なければならない。

1. 本規約の改正
2. 本連盟の解散
3. その他重要な事項

(理事会の構成及び議決事項)

第18条 理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

- 2 次の事項は理事会の議決又は承認を経なければならない。
 1. 事業計画及び収支予算
 2. 前年度事業及び収支決算
 3. 会費の額及び賦課方法
 4. 総会に附議すべき事項
 5. その他重要な事項

(会議の運営)

- 第19条 会議は会長がこれを召集する。
- 2 会議の議長は会長がこれに当る。
- 3 会議の議決はすべて出席者の過半数による。
可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会)

第20条 特別の事項の調査、研究又は立案のため、会長が必要と認めるときは委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は会長がこれを委嘱する。

(職員)

第21条 本連盟に次の職員を置く。

1. 事務局長 1名
2. 参事 若干名
3. 書記 若干名

2 事務局長は常務理事の中より会長がこれを任命する。事務局長は会長の命を受け事務を掌理監督する。

3 参事は事務局長を補佐して事務を分掌する。

4 書記は事務局長及び参事を補佐して事務に従事する。

(財務)

第22条 本連盟の事業を行なうため必要な経費は会員の会費、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

2 前項の会費には、定期刊行物の購読料を含むものとする。

第23条 本連盟の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の改正及び解散)

第24条 この規約を改正し又は本連盟を解散しようとするときは、第19条第3項の規定にかかわらず、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければこれを行なうことができない。

(別記)

副会長選出ブロック

ブロック名	関係都道府県
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、山梨、長野、静岡
東海・北陸	岐阜、愛知、三重、新潟、富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島

附則

1. この規約は昭和38年6月19日より施行する。

2. この規約の施行に関し必要な事項は会長が理事会の議を経てこれを定める。

附 則

この規約は、昭和43年12月4日から施行する。(第9条1項2号、及び10項)

附 則

この規約は、昭和45年5月29日から施行する。(第11条)

附 則

この規約は、昭和46年5月28日から施行する。(第9条1項2号)

附 則

この規約は、昭和51年5月26日から施行する。(第9条外)

附 則

この規約は、昭和53年11月30日から施行する。(第16条外)

附 則

この規約は、昭和59年5月23日から施行する。(第9条外)

附 則

この規約は、平成4年12月3日から施行する。(第22条2項)

附 則

この規約の改正は、平成16年12月4日から施行する。(第10条第2項外)